

年末調整のスケジュールとマイナンバー

マイナンバー

扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。しかし、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿（ 1 ）を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバーの記載を要しないものとされました。記載不要とした場合、マイナンバー記載欄に予め斜線等を引いたものを配布しても O.K です。

会社の回収方法・保管場所等の対応方法をどうするか考える必要があります。

（ 1 ）次の事項が記載された帳簿の作成が必要です。

扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー（個人番号）

帳簿の作成にあたり提出を受けた申告書の名称

の申告書の提出年月日



年末調整のスケジュール（書類配布 回収 計算 精算）



年末調整を行う為に下記事項を確認するとスムーズに行えます。
是非、確認をお願い致します。

平成 年 月 日 書類の配布

1. 翌年分『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』

途中入社等で本年分の『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』を作成していない場合は一緒にもらう。

2. 給与所得者の『保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書』

3. 給与所得に対する源泉徴収簿（手書きの場合のみ）

平成 年 月 日 書類の回収

平成 年 月 日 年末調整の計算

平成 年 月 日 年末調整過不足の精算



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118